

## 議案第10号

### 取手市手数料条例等の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録が開始されるとともに、非住宅で延床面積2,000平方メートル以上の建築物の省エネ基準適合性判定が義務化されるなど、同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく手続に改正・追加が生じることから、これらの手数料について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例等の一部を改正する条例

(取手市手数料条例の一部改正)

第1条 取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前(対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(89)まで (略)	(略)	(略)
(90) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。))又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(91) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p>

		<p>イ 適合証がない場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(92) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下この号から第90号までにおいて同じ。)である場合 a 又は b に規定する額</p> <p>a 及び b (略)</p> <p>(イ)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下こ</p>

		<p>の号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, <u>省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(93) (略)	(略)	(略)
(94) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準</u>(以下この号において「<u>建築物エネルギー消費性能基準</u>」という。)に適合していることを証する書面(<u>登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては, 登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)</u>)に限る。以下この号において「<u>適合証</u>」という。)がある場合にあつては,</p>

次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額  
(ア)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この号において「省令」という。)第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合

200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1号イに定める基準による場合

当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1

		<p>条第1号ロに定める基準による場合  当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円  (エ) (略)</p>
(95)から(120)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(89)まで (略)	(略)	(略)
(90) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面（<u>当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合</u>にあっては登録住宅性能評価機関であつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。</u>）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分で</p>

		<p>ある場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したのものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(91) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(92) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」とい</p>

		<p>う。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築</p>
--	--	---

		<p>物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円</p>
<p>(93) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u></p>	<p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力</p>



		<p>この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(イ)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について、<u>誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準</u>(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について、<u>誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</u>(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メー</p>
--	--	---



		<p>る基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 200 平方メートル未満のときは 28,000 円, 200 平方メートル以上のときは 32,000 円</p> <p>b 申請に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)</u>による場合 200 平方メートル未満のときは 15,000 円, 200 平方メートル以上のときは 16,000 円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)</u>による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 189,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 306,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 437,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 538,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 636,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 726,000 円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)</u>による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平</p>
--	--	--

		<p>方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 257,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 308,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 362,000 円</p> <p>(エ) (略)</p>
<p><u>(97) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づき同規則第3条 (同規則第7条第2項において準用する場合を含む。) の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</u></p>	<p><u>ア 証明に係る建築物 (住宅以外の部分に限る。以下この号において同じ。) の用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設 (以下この号において「工場等」という。) である場合にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のときは 18,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 42,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 63,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 77,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 96,000 円</u></p> <p><u>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のときは 16,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 40,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 60,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 74,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 92,000 円</u></p> <p><u>イ 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合し</u></p>

		<p>ているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円</p>
(98)から(123)まで (略)	(略)	(略)

(取手市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市手数料条例の一部を改正する条例(平成28年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

付則ただし書を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。